

【公布された条例等のあらまし】

● **クリーニング業法施行細則等の一部を改正する規則**（規則第四十四号）

一 次に掲げる規則について、営業の譲渡による地位の承継に係る様式等を定めることとした。

1 クリーニング業法施行細則

2 理容師法施行細則

3 美容師法施行細則

4 食品衛生法施行細則

5 旅館業法施行細則

6 興行場法施行細則

7 公衆浴場法施行細則

8 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則

二 その他所要の整理を行うこととした。

三 この規則は、令和五年十二月十三日から施行することとした。

● **徳島県事務委任規則の一部を改正する規則**（規則第四十五号）

一 生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律の施行に伴う所要の整備を行うこととした。

二 この規則は、令和五年十二月十三日から施行することとした。

● **徳島県立高等学校総合寄宿舎の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例の施行期日**を定める規則（規則第四十六号）

徳島県立高等学校総合寄宿舎の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例の施行期日は、令和五年十二月二十八日とすることとした。